

戦時下への後退 集中砲火にあう人権

I. 概要

私が言いたいのは、テロリスト集団がいる場合に、なぜ何もできないのか、ということなんです。これは、反社会的なことではありません・・・私はテロリストについて話しているのですよ。何をやって正しいのです。

—ゴタバヤ・ラージャパクサ国防次官、2007年6月12日

妻は、小屋の近くの井戸のところで水浴びをしていました。ばん、という大きな音が聞こえ、煙が上がりました。そして、妻が井戸の近くに倒れているのが見えたのです。血が辺り一面に広がっていました。私は、妻の名前を呼びましたが、彼女は応えられませんでした。

—2006年11月8日、カティラヴェリ (Kathiravelli) の避難民キャンプに対するスリランカ軍の砲撃で妻を殺された、2人の子どもの父親。

私たちは、ただ、息子がどこにいるかを知りたいのです。彼が刑務所にいれているということだって、ありえます。どこであっても、とにかく、彼がどこにいるかを教えてほしいのです。

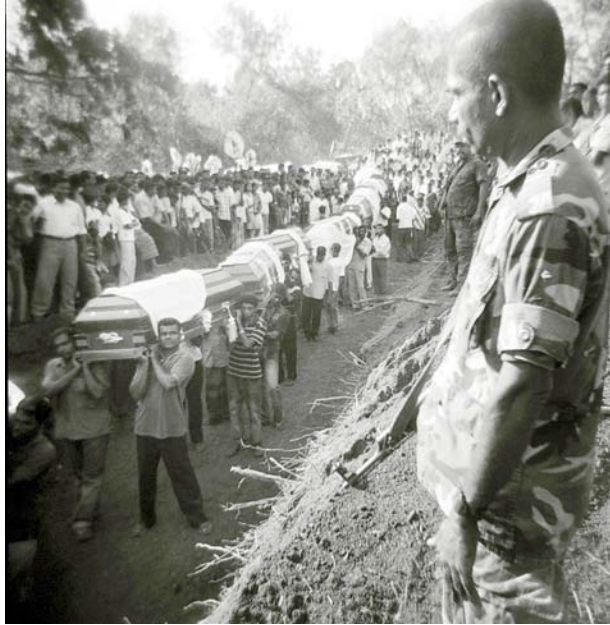
—“失踪”した息子の母親、コロンボにて、2007年3月

スリランカは、人権危機の直中にある。政府と武装分離主義者タミル・イーラム解放の虎(LTTE/The Liberation Tigers of Tamil Eelam)の間の停戦は、紙の上だけで存在するにすぎない。主要な軍事行動が再開された2006年半ば以降、一般市民は大変な犠牲を強いられてきた。市民たちは、戦闘の中で直接に犠牲となった。また、劇的に増加した拉致、殺害、また、“失踪”の犠牲にもなった。戦争への回帰は、国際人権法および国際人道法の深刻な違反をもたらした。

LTTEは、多くの非難に値する。タミル独立国家の建設を目的に戦うこの集団は、遠隔操作された地雷や自爆テロで市民を直接の標的とし、政敵と目された人々を殺害し、また、多くの子どもを含むタミル人たちを強制的に軍隊に徴集するなどしてきた¹。LTTEのコントロール下にあるスリランカ北部および東部の地域で、LTTEは、表現の自由、結社の自由、移動の自由を厳しく抑圧している。

¹ 本レポートにおいては、国際法に則り、「子ども」とは、18歳未満の者を指す。

² 戦時下への後退



LTTEの民間バスに対する2006年6月15日の地雷攻撃による被害者の集団墓地。この攻撃で、67人が犠牲となった。© 2006 Q. Sakamaki/Redux

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、LTTEによる人権侵害—特に、LTTEによる組織的な子ども兵士の徴集と使用、政敵を狙った暗殺、海外での脅迫的資金調達方法—について長い間レポートを続けてきた²。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、今後も、LTTEによる人権侵害を報告し続ける。そして、LTTEに、その行動を改めるよう求め続ける。

しかし、この報告書は、主として、スリランカ政府及び政府と協力関係にある武装組織による人権侵害に焦点を当てている。スリランカ政府とこうした武装組織による人権侵害は、昨年来著しく悪化した。戦闘行為が激しくなるにつれて、ス

² ヒューマン・ライツ・ウォッチ「最終戦争のための資金調達：タミル人のディアスポラにおけるLTTEの脅迫と恐喝」、vol. 18, no. 1(C)、2006年3月、<http://hrw.org/reports/2006/ltte0306/>; ヒューマン・ライツ・ウォッチ「恐怖の中で生きる：子ども兵士とスリランカのタミルの虎」、vol. 16, no. 13(C)、2004年11月、<http://hrw.org/reports/2004/srilanka1104/>; ヒューマン・ライツ・ウォッチ ニュースリリース「スリランカ：新たな殺害が停戦を脅かす」2004年7月28日、<http://hrw.org/english/docs/2004/07/27/slanka9153.htm> 参照。

リランカ政府の国際法の遵守に対する姿勢が急激に後退した。政府は、こうした後退が、北部と東部地域の市民にもたらす影響には、多くの場合無関心なようだ。

この報告書は、包括的な報告を目的とするものではない。それよりも、戦争法規の違反や超法規的殺害から、メディアや非政府組織に対する違法な規制やスリランカ政府軍の行為に対する不処罰の蔓延まで、懸念される事項について、具体例を挙げながら、特に取り上げるようにした。無差別攻撃、国内避難民の強制的帰還、また、政府軍及び政府と協力関係にある武装組織による大量の逮捕と“失踪”についての報告書を作成するため、被害者や目撃者たちの供述を用いている。我々が事件を調査した結果、批判や異なる意見に対して不寛容な政府が、表現の自由や結社の自由に対し、益々脅迫を加えていることが明らかになった。タミル人たちは、厳しい人権侵害を被ってきた。しかし、ムスリムと多数者であるシンハラ人の中からも、政府の人権侵害の被害者がでてきている。

特に、スリランカの防衛体制を作り上げている人々に、人権侵害の責任がある。マヒンダ・ラージャパクサ大統領が 2005 年 11 月に当選して以降、大統領の弟である権力者ゴタバヤ・ラージャパクサ国防次官の指揮の下、政府軍が、民族紛争に関する政策を立案・施行してきた。LTTE による国防次官暗殺未遂事件以降、政府は、自国軍に対し逮捕・拘禁に関する全面的権限を与える前政権時から施行されている非常に厳しい非常事態令を拡大・強化した。政府は、人権侵害や公務員の汚職を報道するなど、その他、政府の LTTE との闘い方に対し疑問を呈するジャーナリストらに対して、対テロ法を適用してきた。

政府内の最高幹部さえも懸念を表明している。ラージャパクサ大統領に対する2006年12月13日付私信で、当時の外務大臣マンガラ・サマラウィーラは、政府は人権状況の悪化の解決のため、もっと行動をとらなくてはならないと警告した。サマラウィーラ外務大臣が更迭された後にリークされたこの私信には、政府とLTTE、双方の支配地域で「(政府と協力関係にある)カルナ派とLTTEによるものに加えて、政府軍による拉致や超法規的殺害が、途切れなく報告されている」と綴られていた。サマラウィーラ氏は、「これらの事件が、テロリスト集団によるものか、政府機関によるものかに拘わらず、スリランカ政府は、スリランカの条約上義務に則り、犯人を捜査・訴追しなくてはならない。LTTEのような冷酷なテロリスト集団と戦う場合であっても、政府は、テロリスト集団と同じ戦法を使っていると見られてはならない。法の支配は、常に、政府のすべての部門で尊重されねばならない。」と書いている³。

皮肉にも、一度は人権活動家であった大統領の下で、政府による人権侵害の悪化が深刻化している。大統領は、“失踪者”の関係書類を1990年の国連人権委員会の場に提出した事で知られている。ラージャパクサ大統領の公式な経歴には、大統領が「人権のチャンピオン」⁴であると吹聴されている。しかし、彼は、大統領在任中、その資質を生かしていない。

³ The Sunday Times Online, vol. 41-no. 39, 2007年2月25日 <http://sundaytimes.lk/070225/News/102news.html> (2007年7月2日閲覧)

⁴ スリランカ大統領オフィシャルウェブサイト <http://www.presidentsl.org/data/about.htm> (2007年5月21日閲覧).

武力紛争の中での人権侵害

武力紛争中に、最も深刻な国際法違反が犯されている。市民が違法な攻撃で死亡し、また、避難を余儀なくされている。政府と LTTE の双方が、非戦闘員の命や生活に、全く注意を払っていない。

近年の最も残虐な事件のひとつでは、バハライ地域東部で攻撃を行っていた政府が、2006 年 11 月 8 日、何千もの避難民が生活していた学校の運動場を攻撃し、62 人が死亡し、47 人が負傷した。政府軍は、戦闘員と市民との区別をせず、故意に学校を標的にした可能性もある。ヒューマン・ライツ・ウォッチの何十人もの目撃者たちとのインタビュー及びその他の情報から、LTTE がその朝その学校の付近から政府軍に向かって発砲したという政府軍の主張や、LTTE が自らを攻撃から守るために市民を「人間の盾」として使用していたという政府軍の主張には、なんらの裏づけもないことが明らかになった。

国内避難民に対する扱いは、最大の懸念事項である。2006 年 8 月以降、戦闘のために、約 31 万 5000 人が、自宅を離れねばならなくなっている。2007 年 3 月だけで、約 10 万人が避難を余儀なくされた。2004 年 12 月の津波で家を失った 20 万 - 25 万人（その多くは近年の戦闘地域と同じ地域からの避難民）及び 2002 年以前の戦闘で避難を余儀なくされた約 31 万 5000 人に加えて、これらの人々も新たに避難民となったわけだ。2006 年 1 月以降、1 万 8000 人以上のスリランカ人が難民としてインドに避難した。壊れかけたようなボートに乗って、避難した人たちが多い。

LTTE も政府も、避難民たちに対し、生活必需品の適切な供給をできていない。政府が、無差別攻撃を行ったり、人道支援を制限したりして、強制的に市民たち

を地元から逃れさせようとしている時に、LTTE は、市民が戦闘地域から逃れるのを妨害することもあった。政府は、避難民の地元から LTTE が「一掃された」と見なすや、多くの場合には必要な安全や人道的支援もないまま、強制的に避難民を帰還させた。



2007年5月、パティカロア県アリャンパティ (Aryampathy) 難民キャンプにおいて、国内避難したタミル人が、臨時身分証明書をスリランカ警察から受け取っている。© 2007 Reuters/Buddhika Weerasinghe

国内・国際の人道支援機関や NGO は、困難に陥っている人々にサービスを提供するのが益々困難になってきていると感じている。また、直接攻撃されることもある。国連によれば、2006年、24人の援助関係者がスリランカで死亡した。こ

の 24 人の中には、8 月に殺された飢餓撲滅運動 (Action Contre Le Faim、本部・パリ) の現地スタッフ 17 人が含まれている。スリランカ当局は、この犯罪について誰も逮捕していない⁵。

拉致および「失踪」

拉致と強制的失踪の数が急増している。国家人権委員会 (Human Rights Commission、HRC) によると、2006 年には約 1000 件、また、2007 年 2 月までの 2 ヶ月間で 100 件近くの拉致と強制的失踪の申立が登録された⁶。2006 年 9 月に「失踪」を調査するために設立された政府委員会は、2007 年 6 月、2006 年 9 月 14 日から 2007 年 2 月 25 日までの間に、2020 人が拉致又は失踪させられたと述べた。これらの人々のうち、約 1134 人は生存が確認されたが、その他は未だ行方不明のまま⁷。

政府軍による厳しい支配下にあるジャフナ半島だけでも、2005 年 12 月から 2007 年 4 月までの間に 800 人以上が行方不明となったと報告されている。失踪を追跡している信頼性の高いある NGO によれば、5 月 1 日時点で、これらの人々のうち 564 人が未だ行方不明のまま⁸。

⁵ 国連人道問題事務次長ジョン・ホルムズ氏による安全保障理事会に対するブリーフィング、2007 年 6 月 22 日、<http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900SID/SHES-74ESMZ?OpenDocument> (2007 年 6 月 25 日閲覧)

⁶ Simon Gardner、"Abductions, Disappearances Haunt Sri Lanka's Civil War" ロイター、2007 年 3 月 5 日及び "Sri Lanka Police、Soldiers Arrested over Abductions" ロイター、2007 年 3 月 6 日

⁷ "US Concerned about Disappeared" BBC Sinhala.com 2007 年 6 月 28 日

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2007/06/070629_uscondemn.shtml (2007 年 7 月 2 日閲覧)

LTTE は、昔から、拉致を行ってきた。しかし、一方、ジャフナ半島及び国内のその他の地域でおきている近年の「失踪」事件の大半は、政府軍、または、政府と共犯関係にある武装集団の関与によるものである。

多くの失踪者は殺害された可能性が高い。しかし、一方で、新しく制定された非常事態令（下記参照）により拘禁されている者もいると考えられる。こうした人々を拘禁している場合、政府は、被疑事実と共に拘禁されている者の氏名を公表し、また、拘禁している場所も示すべきである。被疑事実なきまま拘束されているものについては、釈放されるべきだ。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2006年以降に親族が拉致または「失踪」した、と述べる109人の家族たちにインタビューを行った。事件は、ジャフナ、コロombo、バブニヤ、マナー、トリンコマリー、バティカロアなどで起きた。これらの事件は大きく分けて、二つの基本的類型にわかれる。政府によって、対反政府勢力作戦の名の下に行われる拉致または「失踪」と、政府と協力関係にある武装集団、あるいは、LTTEにより、敵を抹消し、兵士を徴集し、資金を恐喝するために行われた拉致または「失踪」の二つである。

過去2年間に無法状態が広がる中で、刑事犯罪人たちも、誘拐を犯してきたことが明らかになっている。2006年後半から2007年において、多数の誘拐事件がおき、巨額の身代金の要求がなされた。被害者の多くが、少数民族であるタミル人コミュニティのビジネスマンだった。2007年5月及び6月ころまでには、ムスリムのコミュニティ、特に、東部アンパラ県の人々も標的にされた。

スリランカ内外からの圧力が高まる中、スリランカ政府は、何人かの容疑者を逮捕するなど、拉致や強制失踪の解決に向けた手段をいくつか取った。しかし、どの手段も、この人権侵害を減らすために、さほど有効ではなかった。2006年9月に設置された「失踪」に関する政府の一人委員会が、拉致や強制失踪という人権侵害及び侵害の根絶に対する政府の無能ぶりに関する厳しい見解を公表した。しかし、政府は、委員会の中間報告書をどれも公表していないし、その勧告のいずれについても実行に移す義務を負っていない。

スリランカ政府は、公の声明で、政府の関与を示す圧倒的な証拠の存在を無視して、政府の関与の「証拠はない」とした。また、政府軍の行為を非難する者たちは、LTTEのシンパであると決め付けた。ラージャパクサ大統領は、一度は、「失踪」の被害者たちの人権の擁護のために活動していたにもかかわらず、事件の多くを、でっち上げだとして退けた。大統領は、2007年5月、「拉致被害者といわれる人々のうち多くは、イギリスやドイツなど、海外に行っていた。人々は、拉致の申立はするものの、人々が帰国した時には何も言わないのだ。」と述べた⁸。

恣意的な逮捕と拘禁

ラクシュマン・カディルガマール外務大臣の暗殺の後の2005年8月、当時のチャンドリカ・クマーラトゥンガ大統領が、2000年の非常事態令に基づく非常事態令の適用を強行した。この非常事態令は、スリランカで長い間議論をよんできた措置で、政府軍に対し、逮捕・拘禁に関する包括的な権限を与えるものだ。同

⁸ Teymoor Nabili “Peace Through War in Sri Lanka” Al Jazeera、2007年5月31日、
<http://english.aljazeera.net/NR/exeres/654B1090-36E2-4374-AFC9-7EDCE9ACB4C7.htm> (2007年5月31日閲覧)。

法は、当局に対し、被疑事実をはっきりさせることもなく、漠然とした容疑のみによって、人を 12 ヶ月までの間身柄拘束する権限を与えるものである。

ここ 18 ヶ月以上の間、ラージャパクサ政権は、この非常事態規制によって、人々を拘禁している。その正確な数は不明であるが、数百人は拘禁されていると考えられる。主な標的は、LTTE のメンバーあるいは支持者と疑われた若いタミル人男性だ。しかし、近年、政府は、さらに対象を広げ、タミル人以外でも、LTTE を支持していると思われる者は逮捕している。

過度に広範かつ曖昧な文言で規定されているこの非常事態令は、どのような者であれ「国家の安全、公の秩序、あるいは、官公庁の基本業務を、いかなる方法であれ害する行為をなした者」は拘禁できるとしている。当局は、この非常事態令上の犯罪の容疑のある者に対し、令状なしで、搜索、搜索目的の拘禁及び逮捕を行うことができる。

さらに、この非常事態令には、自宅軟禁、個人や団体の国内移動の制限、個人の出国禁止、また、個人の商業や雇用上の制限などが規定されている。また、この非常事態令は、広く「センシティブな」問題に関わる記事を検閲することや、公の集会を解散・禁止することを認めている。

この非常事態令で逮捕された人の正確な数は不明なままだ。2007 年 3 月、政府は、452 人を非常事態規法規により拘禁していると発表した（タミル人 372 人、シンハラ人 61 人、ムスリム 19 人）。そのうち、軍人が 15 人、警察が 5 人、元

警官が 1 人、脱走兵が 3 人であるとした⁹。6 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、より最近の統計と、事件捜査の進み具合、拘禁場所についての情報を求めたが、政府は情報を提供しなかった。

2006 年 12 月、スリランカ政府は、「テロリズム及び特定のテロリスト活動の予防及び禁止」(Prevention and Prohibition of Terrorism and Specified Terrorist Activities) と呼ばれる別の非常事態令を導入した。広範かつ包括的文言で、スリランカ法及び国際法により守られているはずの、平和的な活動をも犯罪とみなすことを許すものだ。うちいくつかの規制は、メディア並びに人権や民族間問題、平和構築などのために活動をする市民社会組織に対する弾圧を正当化するために利用される可能性がある。さらに、当局が、広範な免責条項を使って、「善意」に行動したと見なされる政府軍人たちの訴追を免除させる可能性がある。

カルナ派による人権侵害

スリランカ政府は、暴力的なカルナ派への対処をしていない。カルナ派は V. ムサリサランをリーダーとするタミル系武装組織で、LTTE から 2004 年に分裂し、現在は、LTTE を共通の敵として、スリランカ政府軍と協力をして紛争を戦っている組織である。LTTE の東部地域での敗北の結果、カルナ派は、事実上の政権として、アンパーラ、トリンコマリー、バティカロアの各県にも影響力を及ぼしている。また、カルナ派は、バブニヤ県北部においても行動を展開し、金銭搾取と拉致を行った。

⁹ この数については、2007 年 3 月 15 日 INFORM and Law and Society Trust "Sri Lanka Human Rights Update" を引用する国際危機グループ(International Crisis Group)の 2007 年 6 月 14 日付レポート "Sri Lanka's Human Rights Crisis" [http://www.reliefweb.int/rw/RWFiles2007.nsf/FilesByRWDocUnidFilename/DBC51E0313E10AB5852572FA006892C6-Full_Report.pdf/\\$File/Full_Report.pdf](http://www.reliefweb.int/rw/RWFiles2007.nsf/FilesByRWDocUnidFilename/DBC51E0313E10AB5852572FA006892C6-Full_Report.pdf/$File/Full_Report.pdf) (2007 年 7 月 18 日閲覧) に言及がある。

国連など、国際社会による調査や批判が続いているにも拘らず、カルナ派は、スリランカ政府と共犯関係を組み、子ども及び若い男性を兵士にするため、拉致及び強制的な徴集を続けている。2006年12月から2007年6月までの間に、ユニセフは、カルナ派による145件の子どもの徴集・再徴集の事件を記録した。両親の多くは、こうした事件を報告することを恐れている上に、この数字は18歳を超えた若い男性の強制徴集は含んでいない。そこで、実際の件数はもっと多いと考えられる。

2007年2月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、スリランカ政府軍及び警察からすぐに見えるところにあるカルナ派の政治事務所を、武装した子どもたちが見張りをしているのを目撃した。カルナ派の東部最高指導者の一人が、スリランカ軍の車両に乗っているのも目撃された。武装したカルナ派の幹部たちが、バティカロア県の通りを、スリランカ政府軍が見えるところでおおっぴらに歩き回っていた。そして、カルナ派は、時には、スリランカ警察と共にパトロールをしていた。

ラージャパクサ大統領並びにその他スリランカの役人たちは、カルナ派の拉致に対しスリランカ政府が共犯関係にあるという疑惑について調査を行うことと、違法行為を行ったと認定された政府軍関係者を処罰することを、繰り返し約束してきた。しかし、現在まで、政府は、何ら効果的な方策を講じていない。政府軍関係者が、こうした違法行為により、懲罰に付され、あるいは、訴追をされたという報告もない。現在では、カルナ派による拉致や超法規的殺害、恐喝行為に、明らかにパターン化された政府の共謀が存在している。

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、スリランカ政府に対し、ラージャパクサ大統領が約束した調査の現状がどうなっているかについて問い合わせた。何らの調査結果も公表されないうちから、政府は次のように述べた。「政府は、子どもの徴兵及び拉致について、カルナ派と何らの共謀もしていない。」この政府の言動は、調査に対する政府の姿勢が真摯なものではないのではないかという疑問を生じさせる。



パティカロア県から拉致された男の子の母親。息子の写真を持っている。© 2006 Fred Abrahams/Human Rights Watch

政府批判者に対する弾圧

スリランカ政府は、政府の武力紛争への対応や政府の人権抑圧状況に対して、批判や疑問を投げかける者を黙らせるための行動を強めている。政府は、平和裡な批判でさえも、「反逆者」「テロリストのシンパ」または「LTTEの支持者」だとして、否定してきた。また、政府は、事件についての立場や説明が政府の立場と異なる者たちを、対テロ立法を使って、訴追してきた。

人道・人権団体は、国内・国外問わず、継続的な圧力にさらされてきた。政府は、それらの団体からの人権侵害の訴えについて、「根拠がない」とか、LTTEのプロパガンダの影響だ、などとして退けてきた。「どのような団体・組織であろうとも、LTTEの悪意に満ちたプロパガンダの餌食に陥っている組織については、事前の調査、捜査、確実な検証なきまま、LTTEの意見と主張の普及・宣伝の共犯として訴追できる。」と、2007年3月、政府の和平事務局 (peace secretariat) は述べた¹⁰。

「LTTEに対する幫助及び教唆」を犯罪と定めるスリランカの非常事態令の下、政府は、人権団体をLTTEと広くひとくくりにすることによって、LTTEに対し非常に批判的な団体も含め、人権状況を客観的に報告しようとする団体をすべて黙らせようとしていると考えられる。

人権活動家たちを襲う恐怖は、昨年、何人かの活動家が、電話で、殺害予告を受けたことで、さらに強まっている。この脅迫電話では、匿名の人物が、人権活動家たちに対し、政府を批判すべきではないと警告した。

津波の後の援助組織の流入を監視するために設立された議会の委員会が、2005年12月、その権限を拡大し、監視の対象に、人権、民主化、平和構築のために活動する組織も含めることとした。同委員会は、NGOに対し、出版物のリストや、参加者を含む組織機構についてのリストなど、過去10年間の内部記録を提出するように求めた。

¹⁰ Secretariat for Coordinating the Peace Process (SCOPP) “Baseless Allegations of Abductions and Disappearances” 2007年3月8日

報道の自由は、厳しい打撃を受けている。2005年8月以降、11人のスリランカのジャーナリストや他のメディア関係者が、様々な紛争当事者から殺害された。今日まで、これらの殺人事件に関して、誰一人処罰されていない。

タミル人ジャーナリストは、LTTE および政府軍双方からの厳しい脅迫の下で活動している。LTTE の支配地域では、メディアの自由は厳しく制限されている。LTTE は、ジャーナリストの殺害やメディア関係者の拉致を行った。LTTE は、タミル人ジャーナリストに対して常時圧力をかけ、タミル人の報道関係者が国営メディアから退職するよう強要している。北部及び東部地域の一部では、いくつかのタミル系新聞が、非公式に発禁処分にされた。2006年10月及び2007年1月に、カルナ派が、バティカロアやアンパーラで、新聞 (Thinakural 紙、Virakesari 紙及び Sudar Oli 紙) の配達を禁止した。

シンハラ語のメディアにも、政府の圧力がかかっている。2006年11月22日、警察のテロリスト調査部が、シンハラ語の新聞マウビマ (Mawbima) の記者ムヌサミイ・パラメスワリイ (Munusamy Parameswary) を「LTTE 支持者かつ自爆テロの被疑者」として逮捕した。パラメスワリイが、強制失踪などの人権侵害について記事を書いたために標的にされたことは明らかだ。裁判所が、彼女の拘禁を継続する十分な証拠がないと決定したため、2007年3月22日、警察は彼女を釈放した。

2007年2月27日、テロリスト調査部は、スタンダード新聞社 (Standard Newspapers Ltd.) のスポークスマンでもあった財務長 (Financial Director) を逮捕した。スタンダード新聞社はマウビマと週刊の英字新聞サンデースタンダード (Sunday Standard) を発行している。テロリスト調査部は、非常事態令の下、

同人を、起訴なきまま 2 ヶ月間以上も拘束した。2007 年 3 月 13 日、スリランカ政府は、同社の資産を凍結し、マウビマとサンデースタンダードの発行を強制的に止めさせた。5 月 30 日、警察は、テロリスト資金法に基づき、LTTE に物的資金的援助を行ったとの容疑で、同会社のオーナーを逮捕した。

昨年 1 年間、ラージャパクサ大統領は、メディア編集者たちと、定期的な朝食時ミーティングを行っていた。参加者によると、大統領は、時々、編集者たちに対し「愛国的でない」記事に対して注意をしていた。大統領の弟である国防次官は、さらに直接的だった。2007 年 4 月、英字日刊紙のデイリー・ミラー紙の編集者に電話をかけ、国の東部地域での人権問題について記事を書いたジャーナリストを「抹殺する」と述べた。

不処罰の蔓延

政府軍による人権侵害に対する不処罰は、スリランカで長い間問題となってきたが、未だに不処罰が当たり前となっている。紛争が激化する中で、政府軍が、恣意的拘禁、失踪から戦争犯罪まで、多くの人権侵害に関与している。そこで、スリランカ政府は、国際人権法と国際人道法の重大な違反を犯した者たちを処罰したくない旨明白に表明している。これだけの熾烈かつ広範な人権侵害が行われる中で、政府機関では、適切な対応はできないことが明らかになっている。

アカウンタビティーを実現するための障壁のひとつは、憲法修正第 17 条の不履行にある。この修正条項は、憲法評議会 (Constitutional Council) が、国家人権委員会など様々な政府の委員会に対し、独立した委員を任命すると規定している。大統領は、この改正条項を無視し、警察や公共サービス、人権などを取り扱う委員会の委員を直接任命した。そのため、委員会の独立性に疑義が生じた。ま

た、大統領は、この修正第 17 条を完全に無視し、一方的に司法長官を任命し、司法長官職の独立性を侵害する行為を行った。

2006 年 11 月、スリランカ政府は、2005 年 8 月 1 日以降にすべての当事者が引き起こした重大な人権侵害事件を調査するため、大統領下の事実調査委員会 (Presidential Commission of Inquiry (Col)) を設置した。この委員会の設置の目的は、スリランカにおける人権侵害に対し、国内外で懸念が高まっていることに応えるとともに、国際人権監視ミッションの設置の要求をかわすためでもあった。多くの人権団体が、この委員会を外国人を含めた国際的な委員会とすることを求め、ラージャパクサ大統領も当初はこれに合意していたにも拘らず、事実調査委員会はスリランカ人だけで構成されている。そして、同委員会は、国際独立有識者グループ (the International Independent Group of Eminent Persons (IIGEP)) と呼ばれる国際的な傍聴者グループからの援助を受けることとされた。

事実調査委員会には重大な欠陥がある。スリランカの国家機関が、アカウンタビリティの実現に失敗してきた中で、事実調査委員会が、効果的にこれを実現できるのかどうかは、依然不明である。第一に、事実調査委員会は特定の 16 の重大事件について調査をする任務を課せられているにも拘らず、その調査がほとんど進んでいない。しかも、すべての紛争当事者たちが、この間も、さらなる残虐行為を犯し続けているのだ。第二に、事実調査委員会は、政府に対し、とるべき行為を勧告できるにすぎないことから、委員会の調査結果が必ずしも訴追につながらない。第三に、適切な証人保護プログラムがあれば、恐怖に怯える被害者や証人に対し、政府軍が行った人権侵害を証言をする勇気を与えられるにも拘らず、不適切な証人保護プログラムしかなく、それが、調査の障害となっている。第四に、司法長官局が、事実調査委員会の捜査において直接的な役割を担ってい

る。これは、潜在的な利益相反で、委員会の独立性を害する可能性がある。最後に、調査委員会の委員長が、国際的な専門家たちの役割を、傍聴だけという狭いものに制限し、国際的な専門家たちが、自ら捜査をしたり、証人たちと話をするといったことを禁止している。

大統領に対する最初の中間報告書で、IIGEPは、事実調査委員会の成功は危機に瀕していると懸念を表明した。IIGEPは、「事実調査委員会の独立性、日程及び証人保護」などの重要な問題に対し、スリランカ政府が、適切な方法を取っていないと懸念を表明した¹¹。二つ目の報告書では、IIGEPは、事実調査委員会を支える司法長官局の役割に対し、とくに公平性の欠如に言及しつつ、疑問を呈した。この報告書は、事実調査委員会の活動は「国際規範及び国際基準と整合しない」とし、改善手段をとらなければ、「事実調査委員会が、国際規範及び国際基準に則り、事実調査の任務を完遂することはできないだろう」¹²と述べた。

これらの問題はすべて、事実調査委員会によっても、今日スリランカで蔓延している不処罰の風潮を変える何らかの有意義な進展はないだろう、ということを示している。ラージャパクサ政権は、拡大する人権危機に対し、真剣に対処していない。そして、政府や事実調査委員会が、同委員会の独立性や証人保護などの問題に取り組むためにとった手段はいずれも不十分だった。事実調査委員会は、アカウンタビリティを促進して将来の人権侵害を抑止するための誠実な試みとい

¹¹ “International Independent Group of Eminent Persons Public Statement” 2007年6月11日。声明全文については以下を参照されたい。<http://www.medico-international.de/en/projects/srilanka/watch/20070611iigep.pdf> (2007年6月28日閲覧)

¹² “International Independent Group of Eminent Persons Public Statement” 2007年6月15日。声明全文については以下を参照されたい。<http://www.medico-international.de/en/projects/srilanka/watch/20070615iigep.pdf> (2007年7月2日閲覧)

うよりも、国内外からの批判を避けることが目的の試みであるように見受けられる。

国際社会の役割

諸外国政府は、これまで、特に、事実調査委員会に対して協力的だった。そして、事実調査委員会の明白な失敗が益々明らかになってきている現在、関心を有する外国政府は、スリランカにおける人権保護のための方針を再考する必要性が高い。特に、スリランカに対する援助国は、懸念表明を強め、スリランカ政府に対して人権侵害を止め、責任者を処罰するよう強く働きかけるべきだ。スリランカ政府は、これまでに何度も、自国民や国際社会に対し、人権を守り、人権侵害の犯人を処罰すると約束してきた。しかし、その約束は常に反故にされてきた。

他の国々とともに、特に、和平プロセスの共同議長国（米国・日本・EU・ノルウェー）は、スリランカ政府とLTTEの双方に対し、自国の有するレバレッジをかって、戦闘時の民間人の保護などの国際法の遵守を働きかけるべきである。経済援助は、諸外国政府が持つ影響力の1つだ。最近、イギリスやドイツなどの国は、スリランカ政府の行動が改善されるまで援助を制限すると決めた。

スリランカに関心を持つ諸外国政府は、国連人権理事会という場も使い、スリランカ政府とLTTEの国際法遵守を促進させる強力な決議のイニシアチブをとり、かつ、支持するべきである。最も重要なのは、国際社会が、スリランカ政府とともに、国連人権理事会で、スリランカ政府、LTTE及びカルナ派というすべての

紛争当事者による人権侵害と戦争法の違反行為を監視・捜査・報告する国連スリランカ人権監視ミッションを創設することだ¹³。

主要な勧告

- すべての紛争当事者による人権侵害と国際人道法違反を捜査し、訴追を可能にするために人権状況を公表し、そして、地域レベルでの人権状況を改善するための努力を支援する、国連下の国際人権監視ミッションを設立せよ。
- 人道支援組織に対する不必要な制限を取り払うなど、危機に瀕する人々に対する人道支援組織のアクセスを改善せよ。
- 市民に対するすべての意図的及び無差別な攻撃をやめよ。攻撃が行われている地域の人々が避難するのを妨害するのではなく、支援せよ。そして、人道支援組織に対し、危機にある人々にアクセスできるよう安全な通路を提供せよ。
- メディア並びに人道・人道組織やその他の市民社会組織を抑圧及び脅迫する緊急事態令の使用を止めよ。
- 緊急事態令やその他法令の下で政府軍及び警察に拘禁されているすべての人々の氏名を定期的に公開し、被拘禁者たちに対し、家族や弁護士に対する接見の権利及び自らの拘禁の適法性を争うことを含む適正手続きに対する権利を与えよ。

¹³ 国連人権監視ミッションは、保護、監視、能力開発、公表というマンデートを持つ国連人権高等弁務官事務所の現地事務所などからなる。

- すべての人々の強制的な徴兵をやめよ。すべての子どもの徴集をやめよ。そして、違法に徴集された人々が家族のもとに帰ることを許可せよ。

勧告の全文は、XI . 章にある。

方法

この報告書は、主として、2007年2月から3月のスリランカにおける現地調査に基づいている。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、コロンボ及びその周辺、並びに、バティカロア、ジャフナの各地域を訪問した。多くのインタビューを行ったが、そうした人々の氏名は、潜在的な危険からインタビュー対象者の安全を確保するため、改変又は省略している。多くの場合、これは本人の希望による。

6月18日、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、マヒンダ・ラージャパクサ大統領宛の手紙で、一連の問題に関する33の質問に対する答えを求めた。政府は、7月12日、これに回答した。関係する回答は、この報告書に組み入れた。いくつかの中心的な問題点については、政府は求められた情報を回答しなかった。例えば、非常事態令の下で逮捕された人の数、誘拐や拉致の容疑で逮捕をされた人の数、政府がカルナ派の行っている拉致の共犯であるという申立に対する政府の調査の進捗状況などについて、質問に対する回答がなされなかった。

II. 勧告

スリランカ政府に対する勧告

- 政府軍並びにカルナ派や EPDP (イーラム人民民主党) などの政府と協力する武装組織による強制失踪の慣行を終わらせ、責任者を訴追せよ。
- 非常事態令やその他の法律の下で、軍及び警察に拘禁されている全ての者の氏名を公開し、被拘禁者に、家族や弁護士への迅速な接見を保障せよ。
- 拉致、失踪及び殺害に関する大統領下委員会 (ティラカラドネ委員会) の報告書を公開せよ。
- 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約に署名し、批准せよ。
- 政府軍および政府に協力する武装組織による、拷問、恣意的逮捕・拘禁及び超法規的殺害を終らせよ。
- 人権侵害に関与した政府軍軍人たちに対し、適正に、懲罰手続きを開始し、または、訴追せよ。これには、上官が、犯罪が行われていることを知り、または、知るべきであったにも拘らず、適切な行動を取らなかった場合に負う上官責任としての刑事責任を負う個人も含まれねばならない。

- カルナ派による子どもの拉致をやめさせよ。そして、すでに拉致された子どもたちや若者たちを解放させ、彼らの家族のもとに返すよう確保せよ。
- メディア、人道支援 NGO、その他の市民社会の組織に対する干渉を含め、非常事態令を恣意的逮捕のために使用することを止めよ。
- 国内避難民の強制的な帰還を止めよ。かわって、真に自発的で安全な帰還ができるよう国内避難民のコミュニティと共に活動せよ。
- LTTE 支配地域にいる人も含め、危険にさらされている人々に対し、人道的支援団体がアクセスできるようにするため、人道的支援組織と協力せよ。
- 援助国政府とともに、すべての紛争当事者による人権侵害と国際人道法違反を監視する国連下の国際人権監視ミッションを設立するために協力して行動せよ。
- 国際刑事裁判所ローマ規程を批准せよ。

タミル・イーラム解放の虎 (LTTE) に対する勧告

- タミル人グループや政党などの市民に対する超法規的殺害を止めよ。人権侵害を犯したメンバーを適正に懲罰せよ。

- 市民に対するすべての無差別攻撃を止め、紛争地域から避難する市民たちに対する妨害を止め、人道的支援組織に対し支配地域での安全な通路を提供せよ。
- 恐喝、脅迫、及び LTTE に反対するとされた者に対する虐待を止めよ。
- 自発的な志願に基づく軍への編入や、拉致やその他の強制や抑圧の影響による徴集を問わず、子どもたちに対するすべての徴兵をやめよ。子どもたちを軍事行動で利用するのを止めよ。すべての大人たちに対する強制的徴集を止めよ。
- すべての子どもたちを LTTE 軍から解放せよ。18 歳未満で徴兵された者に対し、軍からの解放を選択肢として与えよ。
- ユニセフと協力し、すべての子ども兵士が家族のもとに安全に帰還できるよう確保せよ。
- LTTE の司令官や他の幹部が、18 歳未満の子どもたちを LTTE 軍に徴用しないよう、すべての適切な手段をとれ。また、そのような徴用の責任を負う LTTE 幹部に対して取られた懲罰処分の資料を、(ユニセフや OHCHR を通じ) 国際社会に提供せよ。
- 新入軍人の年齢を確認し、また、復員すべき子どもたちを識別するため、ユニセフ、SLMM (停戦監視団) 及び国内外の人道・人権機関に対し、軍用キャンプであると否とを問わず、すべての LTTE のキャンプにアクセスすることを許可せよ。

カルナ派 (TMVP およびその軍事組織) に対する勧告

- すべての人に対する強制徴兵をやめよ。
- 自発的な志願による軍隊への編入や、拉致やその他の強制や抑圧による徴集を問わず、子どもたちに対するすべての徴兵をやめよ。
- 軍事行動で子どもたちを利用するのを止めよ。
- 子どもたち及びカルナ派軍に強制徴集されたすべての者を解放し、子どもたちが家族のもとに安全に帰還できるようユニセフと協力せよ。
- カルナ派司令官や他のメンバーが拉致に関与しないよう、すべての適切な措置を執り、既に拉致をされたすべての者を直ちに釈放せよ。
- 恐喝、脅迫及びカルナ派に反対するとされる者に対する虐待を止めよ。
- カルナ派司令官や他のメンバーが、キャンプに住む避難民に対し、いやがらせや脅迫的行為を行わないよう確保するための適切な措置をとれ。
- 新入軍人の年齢を確認し、また、復員すべき子供たちを識別するため、ユニセフ、SLMM 及び国内外の保護機関に対し、軍用キャンプであると否とを問わず、すべてのカルナ派のキャンプにアクセスすることを許可せよ。

援助国政府に対する勧告

- スリランカ政府とともに、すべての紛争当事者による人権侵害と国際人道法違反を監視する国連下の国際人権監ミッションを設立すべく協力して行動せよ。
- スリランカ政府と LTTE に対し、紛争地域における避難区域として非武装地域を設けること及び既知の避難民地域に人道支援物資を配置するよう強く働きかけよ。
- スリランカ政府に対し、民族を問わず避難民の保護を確保し、強制的帰還をやめるよう強く働きかけよ。
- スリランカ政府に対し、強制失踪の慣行を終わらせるための積極的な手段を取り、政府軍が共謀した事件の捜査を真剣に行い、かつ、それらの事件の責任者を訴追するよう、強く働きかけよ。
- スリランカ政府に対し、司令官をも含む重大人権侵害の責任を負うべき政府軍の軍人を、適正に、懲罰処分に付し、又は、訴追するよう、強く働きかけよ。
- すべての紛争当事者に対し、人道支援者たちに対する不必要な規制を終わらせることを含め、危機に瀕している人々の人道的支援に対するアクセスを促進するよう、強く働きかけよ。

- スリランカ政府に対し、政府軍並びにカルナ派や EPDP などの政府と協力する武装組織が行う拷問、恣意的逮捕・拘禁及び超法規的殺害を終わらせるよう、強く働きかけよ。
- スリランカ政府に対し、批判的メディアや NGO 及び市民社会を弾圧するために非常事態令を使用を止めるよう強く働きかけよ。
- 国連人権理事会で、国連人権監視ミッションの創設を支持する、スリランカに対する強力な決議にむけて働きかけを強めよ。